

令和7年第2回白鷹町議会定例会 第1日

議事日程

令和7年3月4日（火）午前9時30分開議

- | | | |
|--------|---------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | | 行政報告 |
| 日程第 5 | 議第 3 号 | 白鷹町名誉町民の推挙について |
| 日程第 6 | 議第 4 号 | 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認について |
| 日程第 7 | | 施政方針 |
| 日程第 8 | 議第 5 号 | 令和7年度白鷹町一般会計予算について |
| 日程第 9 | 議第 6 号 | 令和7年度白鷹町十王財産区特別会計予算について |
| 日程第 10 | 議第 7 号 | 令和7年度白鷹町国民健康保険特別会計予算について |
| 日程第 11 | 議第 8 号 | 令和7年度白鷹町介護保険特別会計予算について |
| 日程第 12 | 議第 9 号 | 令和7年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算について |
| 日程第 13 | 議第 10 号 | 令和7年度白鷹町水道事業会計予算について |
| 日程第 14 | 議第 11 号 | 令和7年度白鷹町下水道事業会計予算について |
| 日程第 15 | 議第 12 号 | 令和7年度白鷹町立病院事業会計予算について |
| 日程第 16 | 議第 13 号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について |
| 日程第 17 | 議第 14 号 | 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について |
| 日程第 18 | 議第 15 号 | 白鷹町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 19 | 議第 16 号 | 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 20 | 議第 17 号 | 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 21 | 議第 18 号 | 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第 22 | 議第 19 号 | 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）について |

- 日程第 2 3 議第 2 0 号 令和 6 年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
について
- 日程第 2 4 議第 2 1 号 令和 6 年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）につ
いて
- 日程第 2 5 議第 2 2 号 令和 6 年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2
号）について
- 日程第 2 6 議第 2 3 号 令和 6 年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第 4 号）につい
て
- 日程第 2 7 議第 2 4 号 令和 6 年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第 3 号）につい
て
- 日程第 2 8 一般質問
- 日程第 2 9 議第 2 5 号 消防ポンプ自動車の取得について
- 日程第 3 0 請第 1 号 国による学校給食の無償化を求める意見書の提出について
- 日程第 3 1 議第 2 6 号 町道路線の認定及び廃止について
- 日程第 3 2 委員会の開会中の継続調査について（議会運営委員会）

○出席議員（12名）

1 番	菅 原 隆 男 議員	2 番	衣 袋 正 人 議員
3 番	横 山 和 浩 議員	4 番	竹 田 雅 彦 議員
5 番	佐々木 誠 司 議員	6 番	丸 川 雅 春 議員
7 番	金 田 悟 議員	8 番	笹 原 俊 一 議員
9 番	山 田 仁 議員	1 0 番	関 千鶴子 議員
1 1 番	今 野 正 明 議員	1 2 番	遠 藤 幸 一 議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐 藤 誠 七
副 町 長	田 宮 修
町民課長事務取扱	
教 育 長	衣 袋 慶 三
総 務 課 長	長 岡 聡
税務出納課長	高 橋 浩 之
企画政策課長	加 藤 和 芳
町民課長補佐	鈴 木 秀 一

町民課長補佐	大	滝	敏	広
健康福祉課長	永	沢	照	美
商工観光課長	黒	澤	和	幸
農政課長併 農業委員会事務局長	橋	本	秀	和
林政課参与(兼)課長	永	野		徹
建設課長	菊	地		智
上下水道課長	鈴	木	克	仁
病院事務局長	片	山	正	弘
教育次長	橋	本	達	也
監査委員	小	谷	部	仁

○職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長	小	林		裕
補佐	大	瀧	勇	祐
書記	竹	田	雅紀子	

開 会

〈午前9時30分〉

○開会の宣告

○議長（菅原隆男） おはようございます。ご参集、誠にご苦労さまです。

今年も啓翁桜を飾り、胸には深山和紙の桜のブローチを着用し、古典桜の里・白鷹をアピールすべく定例会に臨みたいと存じます。

これより令和7年第2回白鷹町議会定例会を開会いたします。

出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

○議事日程の報告

○議長（菅原隆男） 議事日程は、事前に配付している文書のとおりであります。

議事に入る前に表彰伝達を行います。

○議会事務局長（小林 裕） では、私から受賞者をご紹介します。

2月12月に行われました置賜地方町村議会議長会定期総会におきまして、自治功労者表彰がございましたので、その受賞者をご紹介します。

置賜地方町村議会議長会表彰、自治功労、議員在職17年以上、菅原隆男議長でございます。

ここで表彰の伝達を行います。菅原議長、前にお進みください。関副議長より伝達いたします。

〔関副議長から表彰状伝達〕（拍手）

○議会事務局長（小林 裕） 関副議長は自席にお戻りください。

ここで受賞されました菅原議長よりご挨拶をいただきたいと思います。

〔1番 菅原隆男 登壇〕

○1番（菅原隆男） このたび、議員在職17年ということで表彰を承りました。これはひとえに町民の皆様はじめ議会の皆様、当局の皆様方によりまして、ご指導とご協力を賜ったものと心から御礼を申し上げます。ありがとうございました。

私たち議員は、住民福祉の向上に努める役割を担っているものでございます。町民の皆様方が安心して暮らせるまちづくりを進めるために、今後とも精進してまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

議会の皆様、当局の皆様におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが御礼の挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

○議会事務局長（小林 裕） おめでとうございます。ありがとうございました。お席にお戻りください。

以上をもって、表彰伝達を終わります。

○会議録署名議員の指名

○議長（菅原隆男） 議事に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本件については、白鷹町議会会議規則第125条の規定により、議長より指名いたします。

11番 今野正明君

12番 遠藤幸一君

の両名を指名いたします。

○会期の決定

○議長（菅原隆男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期については、2月21日開催の議会運営委員会に諮問したところ、3月4日から3月14日までの11日間が適当との答申がありましたが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、会期は3月4日から3月14日までの11日間と決定いたしました。

○諸般の報告

○議長（菅原隆男） 日程第3、諸般の報告を行います。

内容を議会事務局長に朗読いたさせます。議会事務局長、小林 裕君。

○議会事務局長（小林 裕） 諸般の報告。

1. 山形県町村議会議長会第76回定期総会、2月12日、山形市。

会務報告を了承し、令和7年度事業計画並びに収入支出予算、会費分賦収入方法等について原案のとおり議決した。

また、「議会への多様な人材参画及び議会の機能強化」をはじめ、「地方創生とデジタル化のさらなる推進」、「少子化対策及びこども・子育て政策、社会福祉政策の推進」など12項目を盛り込んだ決議を採択した。

2. 置賜地方町村議会議長会定期総会、2月12日、川西町。

令和6年度会務報告及び予算執行状況報告を受け、令和7年度事業計画及び予算、負担金等について原案のとおり議決した。

また、議事に先立ち自治功労者表彰が行われた。白鷹町議会の被表彰者、議員在職17年以上、菅原隆男議長。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 諸般の報告が終わりました。

○行政報告

○議長（菅原隆男） 日程第4、行政報告を行います。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 行政報告を行う前に、置賜町村議長会より17年以上、議員としてお務めになられました菅原隆男議長さんが表彰されたこと、心よりお祝いを申し上げますし、ますます頑張ってくださいことにご期待を申し上げる次第であります。

それでは、行政報告を行います。

豪雪対策についてであります。

今年の冬につきましては、雪の状況に関しそれほど心配することもなく大変穏やかな年明けを迎えましたが、1月に入ってから降雪により、町内の積雪調査地点における積雪深が140センチメートルを超えたことから、1月15日午後4時に豪雪対策連絡会議を設置し、情報収集等に努めてまいりました。その後、2月4日からの寒波の襲来と増加し続ける積雪状況等を踏まえ、2月6日午前10時に町長を本部長とする白鷹町豪雪対策本部に移行し、町民の皆様の安全安心を最優先に災害の未然防止体制の強化を図ったところであります。

今季の積雪深は、2月7日に西高玉地区で最大190センチメートルを観測いたしました。2月26日現在におきましても多いところでは180センチメートルを超えており、今後の気温の上昇に伴い雪崩や雪下ろし中の事故等も懸念されることから、除雪中の事故に対する注意喚起を行うなど対策を継続しております。

これまでの豪雪による被害状況であります。人的被害は、雪下ろし中の事故で重傷者1名となっております。また、農業ハウスや堆肥舎等の倒壊も複数確認しております。そのほか、倒木による停電も発生しており、町民スキー大会が中止となるなど影響が出ているところです。

除排雪経費につきましては、1月14日付、2月12日付で専決処分、さらには2月21日付で予備費充用を行い、通常除雪に加え、道路の幅出し作業や排雪作業などに対応しております。

高齢者世帯や要支援者への対応につきましては、町内自主防災組織や民生委員の方々のご協力をいただきながら安全確保に努めていることに加え、社会福祉協議会において県内外の個人・企業、高校生、町職員等を中心としたボランティアによる町内高齢者世帯の除排雪を実施いただきました。

大きな財政負担となっております除排雪経費の確保につきましては、これまで町独自のほか、県や県町村会との連携により複数回にわたり、総務省をはじめとする関係省庁

に対し、特別交付税や交付金等の財政措置を強く要望したところであります。

対策本部といたしましては、生活道路や公共施設の除排雪、消防水利の確保をはじめ、屋根からの落雪や雪下ろし中の事故、雪崩等による被害を防ぐための広報やパトロールを強化しております。今後は融雪が進むにつれ果樹の枝折れ被害等の状況も明らかになってくると思われますので、関係機関との連絡調整やきめ細かな情報収集等を行い、町民生活の安全確保に努めてまいります。

以上、行政報告といたします。

○議長（菅原隆男） 行政報告が終わりました。

○議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第5、議第3号 白鷹町名誉町民の推挙についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第3号 白鷹町名誉町民の推挙についての提案理由を申し上げます。

白鷹町名誉町民に次の者を推挙したいので、白鷹町名誉町民に関する条例第2条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

推挙する者は、住所、京都府京都市西京区大枝西新林町1丁目10番15号、氏名、佐藤文隆、生年月日、昭和13年3月23日生まれ。

提案理由につきましては、佐藤文隆氏は、白鷹町鮎貝出身の京都大学名誉教授であります。ノーベル物理学賞を受賞した湯川秀樹氏の影響を受け物理学の道を志し、県立長井高等学校から京都大学へと進学しました。昭和48年にブラックホールの解明につながるアインシュタイン方程式における「トミマツ・サトウ解」を発見し、その優れた業績により世界的に高い評価を得ました。また、その業績により、同年に仁科記念賞を受賞しました。そのほか、現代物理学の進展への多大なる功績により、平成11年に紫綬褒章、平成25年に瑞宝中授章をそれぞれ受章しております。

本町におきましては、町立図書館に自身の著書や蔵書約3,250冊及び湯川秀樹博士自筆の書を寄贈したほか、図書館活動の充実のため、多額の寄附をいただいております。町立図書館には佐藤文隆文庫コーナーを開設され、町内外に広く貸出しされております。

また、同氏との縁により、令和4年9月に、児童生徒を対象とした佐藤文隆記念白鷹宇宙探検隊が結成されました。将来を担う子どもたちが宇宙や科学全般について幅広く学ぶ機会となっており、本町の学術の振興及び教育の進展に大きく貢献されております。

令和6年11月には、白鷹町誕生70周年を記念し「白鷹町から世界へ、そして宇宙へ」と題した記念講演会が開かれ、約180人が聴講されました。

これらの功績と榮譽をたたえるべく「白鷹町名誉町民に関する条例」に基づき、名誉町民の称号を贈り長く顕彰するためご提案するものであります。

以上、よろしくご決定賜りますことをお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

本件は質疑、討論を省略し、採決したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議がないので、採決いたします。

議第3号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することになりました。

○議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第6、議第4号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第4号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、除排雪作業等に関し緊急に対応するため、2月12日付で行いました専決処分について承認を求めるものであります。

財源といたしましては地方交付税で対処したものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ5,100万円を追加し、歳入歳出104億8,951万2,000円となったものであります。

詳細につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

令和6年度白鷹町一般会計補正予算書（第9号）の1ページをご覧ください。

専第2号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）。

令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億8,951万2,000円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

補正予算説明書の3ページをお開きください。

款項目、補正額、計、説明を申し上げます。

2、歳入。

10款地方交付税1項地方交付税1目地方交付税、5,100万円、40億6,420万1,000円、特別交付税でございます。

4ページをご覧ください。

3、歳出。

2款総務費1項総務管理費5目財産管理費、100万円、8,257万9,000円、除排雪等委託でございます。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路維持費、5,000万円、4億4,028万円、除雪委託料等でございます。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。5番、佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） このたびの専決でございますけれども、現状をお伺いしたいと思います。除雪費、現在の状況でどのくらいかかっているのか、お聞かせください。

○議長（菅原隆男） 建設課長、菊地 智君。

○建設課長（菊地 智） お答えさせていただきます。

2月末現在で推計ではありますけれども、機械除雪、こちらの費用につきましては2億2,000万円程度と見込んでいるところでございます。

○議長（菅原隆男） 5番、佐々木誠司君。

○5番（佐々木誠司） 3月でございますのでそろそろ除雪をしなければならないような降雪も少なくなってきたのかとは思いますが、当面、この予算で対応できるのか、お伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

予算がないものは執行できませんので、積み上げてきた予算を集めまして予備費を充当しながら現在、万全を期しているところでございます。

○議長（菅原隆男） 質疑終結と認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第4号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

○施政方針、議第5号～議第12号上程、説明、総括質疑、付託

○議長（菅原隆男） 日程第7、施政方針から日程第15、議第12号 令和7年度白鷹町立病院事業会計予算についてまで、以上9件は、令和7年度の施政方針並びに各会計予算でありますので、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、施政方針の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 本日ここに、白鷹町議会3月定例会の開会に当たり、令和7年度の町政運営につきまして所信の一端を申し上げ、町民の皆様並びに議員各位のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

国の地方財政対策では、社会保障関係費、人件費の増加や物価高が見込まれる中、地方公共団体が住民のニーズに的確に応えつつ、様々な行政課題に対応し、行政サービスを安定的に提供できるよう、一般財源総額について令和6年度を上回る額を確保する対応が図られております。また、地方財政の健全化を進める観点から、臨時財政対策債は、制度創設以来、初めて発行額がゼロとなったところであります。

一方で、現下の物価高、賃金や調達価格の上昇に対応しつつ、デフレを脱却し、新たなステージとなる「賃上げと投資が牽引する成長型経済」への移行を実現することを目指して、物価上昇を上回る賃金上昇の普及・定着、地方創生2.0の起動、官民連携による投資の拡大、防災・減災及び国土強靱化の強化、充実した少子化・こども政策の着実な実施など、重要課題への対応が求められております。

本町の財政状況につきましては、引き続き、国策と連動し、物価高の影響を受ける生活者や事業者の負担軽減に向けた支援のほか、各世代交流型の子育て支援・健康推進に向け、デジタルツールを活用しつつ、ソフト事業と施設改修の両面から進める取組、地域内における森林資源の持続的な循環に向けた一層の取組など、緊急性や重要性の高い案件に対応しながら、財政指標等の一定水準を確保した上で、これまで財政調整基金をはじめとする基金への積立てを行い、弾力的な財政運営を進めてまいりました。一方で、義務的な経費が増加傾向にあるとともに、今後、ふるさと森林公園再整備等の主要事業への財政支出も見込まれることから、より一層、計画的かつ柔軟な財政運営を行っていく必要があると認識しております。

令和7年度は、人と人との「つながり」が生み出す共創のまちづくりの理念の下、スタート年である「第6次白鷹町総合計画後期基本計画」に掲げる町の将来像の実現を目指し、「人への投資」をはじめとした持続可能な人口対策等の主要施策や、各分野におけるDX・GXへの対応、新たな雇用の場の創出に向けた取組、インフラ老朽化の対応を含む防災・減災の強化など、活力ある多様な地域社会を実現し、未来につながる施策を展開していく観点から予算を編成しました。

この結果、一般会計当初予算総額は99億4,000万円となり、前年度に対し6億7,000万円、7.2%の増となったものであります。

さらに、令和6年度補正予算におきまして、国の補正予算などに対応した事業を前倒しで計上し、明許繰越も視野に入れて進めていることから、令和7年度は、これら当初予算と合わせて実質的に100億9,000万円規模の予算となるものであります。

次に、予算の歳入歳出について申し上げます。

初めに、歳入の状況であります。一般財源につきまして、町税は11億7,984万円で、都市計画税の課税停止による減収はあるものの、個人町民税の定額減税終了により3.0%の増となっております。地方交付税40億1,200万円のうち、普通交付税は人件費の増加や物価高への対応に伴う算定額の増加等を見込み、0.8%増、35億8,200万円、特別交付税は、新たに実施する地方創生交付金事業に伴う増等を見込み、4.9%増の4億3,000万円を見込んでおります。このほか、繰入金は財政調整基金や減債基金からの繰入れの増により15.8%増の4億4,592万8,000円、町債につきましては、臨時財政対策債が皆減となったものの、31.8%増で13億5,090万円となっております。

次に、歳出につきましては、性質別に見ますと、人件費は2.8%増の13億5,398万1,000円、扶助費は5.8%増の12億9,235万4,000円、公債費は8.2%減の12億5,040万9,000円となり、義務的経費全体では0.1%の減となっております。一方で、普通建設事業費は、28.8%増の13億6,496万7,000円、物件費は17.7%増の16億1,968万7,000円となっております。

特別会計及び企業会計につきましては、全体で70億7,314万6,000円を計上し、前年度よりも8億985万4,000円、12.9%の増となったものであります。

以上、一般会計に特別会計を合わせた当初予算総額は、170億1,314万6,000円、9.5%の増となったものであります。

次に、具体的な施策について申し上げます。

第6次総合計画後期基本計画の下、新たな一步を踏み出す令和7年度は、前期基本計画の評価・検証を踏まえつつ、町の将来像の実現に向け、重点4分野である「人づくり」「産業・経済」「地域力」「定住化」を施策の柱として引き続き着実に進め、持続可能なまちを目指してまいります。

特に、重点プロジェクトとして掲げる「持続可能な人口対策」として、多様な人材確保に向けて新たな人の流れを形成する取組や、子育て及び若者世帯の希望をかなえる環境の整備や支援、魅力的な地域づくりの支援など、これまで実施してきた対策をさらに前に進めていくとともに、「くらし」や「しごと」の面から支援やPRに取り組むことで転入促進・転出抑制を図りつつ、女性や子育て世代、若者に選ばれるまちづくりを進めてまいります。

行政のデジタル化であります。デジタル技術の活用により、町民の皆様の利便性向

上を図るとともに、業務を効率化することで住民サービスのさらなる充実を図るため、引き続き、行政のデジタル化を推進してまいります。

令和7年度におきましては、町公式SNSと連携した公共施設予約システムや図書館システムの構築などにより住民サービスの向上を図るほか、自治体DXを担う人材の育成に向けて各種研修に取り組んでまいるとともに、引き続き電算処理システムの標準化・共通化を進めてまいります。

シームレスなまちづくり、持続的なまちづくりということですが、第6次総合計画後期基本計画では、これまでのコンパクト・プラス・ネットワークの考え方に加え、交通等の物理的なネットワークだけでなく、デジタルネットワークも活用しながら時間や場所の制約を克服するシームレスなまちづくりを目指しております。

人口減少社会において、今後、ますます重要な役割を担う町立病院及び健康福祉センターを核とした第2期健康と福祉の里構想の推進や、県都山形市と本町をつなぐ重要な路線である国道348号の再整備に向けた取組、デマンド交通の町外延伸便の運行等を継続するとともに、行政手続のデジタル化等により利便性の向上や負担感の軽減に取り組んでまいります。

続きまして、子育てしやすい環境づくりであります。

出生数の減少が続く厳しい状況ではありますが、「こども家庭センター」を中心に関係機関との協力をより一層進め、デジタル技術も活用しながら、引き続き子育て世代の方々が安心して出産、子育てができる相談支援に取り組んでまいります。

また、保育料無償化や出生祝金の交付を継続するとともに、新たに、言語の理解能力や社会性が高まる5歳児を対象に健康診査を実施し、発達障がいなどの特性の早期発見と適切な支援につなげてまいります。

教育の充実であります。

デジタル化やグローバル化といった社会的変化が急速に進む時代において、社会を生き抜く力を育み、子どもたちの可能性を広げる取組が求められております。

学校教育につきましては、新しい時代に即した質の高い教育の実現に向け、ICT支援員の配置による授業支援や教職員向けの活用研修等を深化するとともに、小中学校の1人1台端末の更新及び白鷹中学校への電子黒板の導入などにより、ICTを活用した個別最適かつ創造性を育む学びの充実を図ります。

また、学校環境の改善に向け、各小学校のトイレ洋式化を実施するとともに、スクールバスの更新や白鷹中学校グラウンドの排水対策により安全な教育環境の構築に取り組めます。

そのほか、おいしく安全安心な学校給食の提供に向け、地元食材の積極的な活用に努めながら、味や品質の確保をしてまいります。

次に、地域の担い手の育成であります。

人口減少等により、地域を取り巻く環境は大きく変化しております。

各産業分野における担い手の不足に対応するため、町の仕事を組み合わせたマルチワークを提供することで移住希望者の受皿となる地域人材ベースキャンプの運営を引き続き支援してまいります。

県立荒砥高等学校支援関連は、生徒数の確保を最重要課題として捉え、魅力化計画を基に、小規模校の特色を生かした生徒一人一人の学力に応じたきめ細かな学習指導や基礎学力の向上に取り組むほか、オンライン教育コンテンツの活用に対する支援などを継続して実施してまいります。

生涯学習、芸術文化面では、生涯学習振興計画に基づき、町民ニーズに沿った多様な学習機会の創出を図るため、引き続き、町民自らが企画し実施する自発的な生涯学習活動への支援を行うほか、利便性の向上と地域づくり活動の活性化を図るため、山峡の里交流広場の改修を行います。

スポーツの推進につきましては、若鮎マラソン大会をはじめとした各種イベントを継続実施するほか、町営スキー場の利用者が安心してスキーを楽しむことができるペアリフトの改修を行います。

次に、農業の振興でございます。

気候変動による食料生産の不安定化や持続可能な環境への配慮など農業を取り巻く情勢が急速に変化する中、地域の特色を生かしつつ情勢の変化に対応した魅力ある産地の形成に向け、計画的なブロックローテーションの取組などを含め、需要に応じた生産を関係機関と連携し進めてまいります。

併せて、農地の将来像となる地域計画の実現に向け、基盤整備や農地の集積・集約による作業の効率化と農地利用の最適化を図るとともに、日本型直接支払交付金事業の取組を通し、集落機能及び農村環境の維持・向上、農村地域の振興につなげてまいります。

また、農業従事者が減少する中、多様な担い手の確保や雇用就農への支援を継続するほか、本町の農産物や資源を活用した新たな価値やビジネスの創出による農業所得の向上に向け、6次産業化への拠点となる施設整備を進めてまいります。

次に、林業の成長産業化であります。本町の森林の多くは本格的な利用期を迎えており、「白鷹町森林（もり）とつながる暮らしビジョン」に基づき、伐って、使って、植え、そして育てる「緑の循環システム」の構築に向け、航空レーザ測量によるデジタルデータを活用した筆界想定図により、効率的な森林境界明確化、森林資源の把握等を進めてまいります。

また、森林資源の活用と森林林業の再生に向けて、機械化、省力化等による森林施業の低コスト化を推進するため、路網の整備に取り組んでまいります。

有害鳥獣対策につきましては、被害の軽減に向け、地域及び関係機関との密接な連携を図り、被害軽減に向けた取組を支援するとともに、町単独による有害鳥獣処理施設整

備に向けた検討を継続してまいります。

続いて、地域産業の振興であります。本町の経済状況は、原材料や燃料費、電気料金などの物価高騰の継続により、企業は厳しい経営環境に置かれているものと認識しております。引き続き、経済動向を注視し、必要な支援策に取り組んでまいります。

商工業振興につきましては、企業立地及び設備投資に伴う雇用の創出に向け、新産業団地造成に係る整備基本計画の策定に取り組んでまいります。

また、人材確保に向けては、新規学卒者への町内企業への就職促進を図るため、新たに、採用者に対する自動車運転免許費用助成を行う事業者への支援を行うとともに、人材育成に向けては、事業者が行う従業員向け研修費用等への支援により、リスクリングを通じた労働生産性の向上につながる取組を促進してまいります。

観光振興につきましては、新たな観光交流推進計画に基づき各種事業に取り組むとともに、白鷹町観光協会や関係団体、近隣市町などとの連携により、地域の魅力を発信し誘客拡大に取り組んでまいります。

また、ふるさと森林公園につきましては、施設の再整備に引き続き取り組むとともに、新たなふるさと森林公園をハブ（中核）とし、地域観光資源が連動した「地域循環型ウェルネスツーリズム」の推進を図り、持続可能な観光事業の確立に取り組めます。

さらに、「日本の紅（あか）をつくる町」として、紅花の安定した生産に向け、課題である「連作障害」や「後継者不足」への対応に取り組み、生産量日本一の継続と紅花文化の伝承や魅力ある観光資源として発信することで、地域活性化につなげてまいります。

安心して暮らせるまちづくりであります。近年、自然災害が激甚化・頻発化する中で、消防団は地域防災の要であり、地域の期待も大きいことから、地域づくり推進交付金に「地域防災対応分」を新設し、団を支える地域の負担軽減と消防団体制の強化・地域防災力の向上を図ってまいります。

また、水防倉庫の移転新築や有蓋貯水槽、消火栓整備など、引き続き防災インフラの充実を推進してまいります。

特性を生かしたそれぞれの地域づくりであります。各地区では、地域の拠点であるコミュニティセンターを中心に、特色を生かした地域づくりが行われております。町民が主役の地域づくりに向けて、これまで以上に創意工夫が発揮されるよう、新たな体制による運営をスタートするとともに、交付金等による支援や、分館整備への支援を行ってまいります。

また、集落支援員を増員し、集落の維持・活性化に向けた支援を行うとともに、地域おこし協力隊においては、隊員の増員と活動の定着を図ってまいります。

持続可能な循環資源の利用でございますが、環境施策におきましては、第3次白鷹環境基本整備計画に基づき、町民・事業所・町が一丸となり、自然環境との共生による持

持続可能なまちづくりに取り組んでまいります。

具体的には、再生可能エネルギー設備導入に対する助成や、断熱性等が高い住宅新築への支援を継続実施してまいります。

また、ごみの減量化や再資源化、再利用化に対し当事者意識を持って取り組んでいただけるよう、環境保全活動や環境情報の提供などに携わる団体等と連携を図り、持続可能で循環型の美しいまちを目指して継続して普及啓発に努めてまいります。

定住条件の充実であります。が、道路交通網の整備につきましては、引き続き国道348号の高規格化による再整備に向けて取り組むとともに、県が管理する道路交通網の整備促進や早期着工についても、事業推進に向けて要望活動に取り組んでまいります。

町道維持・新設改良関連では、除雪機械の整備や除雪担い手の育成・確保、災害の未然防止を図るための測量設計、危険な形状の交差点等の改良工事に引き続き取り組み、地域の安全確保と町民生活の安定に努めてまいります。

河川・水路維持関連では、準用河川6河川の維持管理を行うなど、豪雨等による被害の未然防止や低減に努めてまいります。

水道事業につきましては、安全・安心で良質な水道水の安定供給のため、施設の長寿命化や規模の適正化、管路の耐震化を図るとともに、計画的かつ効率的な整備及び維持管理を推進してまいります。

下水道事業につきましては、引き続き、管渠や合併処理浄化槽整備を実施するとともに、ストックマネジメント計画の策定や経営戦略の改定に取り組み、持続的な下水道機能の確保と維持管理費の削減に努め、経営の健全化を推進してまいります。

保健・医療・福祉の充実であります。が、高齢者福祉・介護保険事業につきましては、地域包括支援センターの運営に関して、白鷹町社会福祉協議会との連携をより深めていくことで、高齢者の総合相談支援を軸にしつつ、地域での支え合いの仕組みづくりや認知症予防・重度化防止に向けた取組などを一体的に推進するとともに、分野を横断した重層的な支援体制の構築を進めてまいります。また、介護人材確保に取り組む事業所の支援により、介護サービス提供基盤の確保を図るとともに、利用者の移動支援や、難聴を原因とするフレイルの予防に引き続き取り組んでまいります。

障がい者福祉につきましては、障がいのある方の日常生活におけるニーズを把握し、社会の中にある様々なバリアを取り除く取組を進め、障がいの有無にかかわらず、個性を生かし、共に支え合う「地域共生社会」を目指してまいります。

健康づくり事業につきましては、推定食塩摂取量検査を後期高齢者の方にも拡大し、高血圧をはじめとした生活習慣病予防を推進してまいります。また、白鷹町立病院での人間ドックの際に特定保健指導を実施し、早期に生活習慣病予防に取り組むことができる体制を整備してまいります。

さらには、子育て支援を含めたこれらの取組を一体的かつ効率的に進めていくため、

健康福祉センターの改修を進めるとともに、デジタル技術を組み合わせながら、全町民が生きがいを持って活躍できる環境整備に取り組んでまいります。

町立病院につきましては、身近な医療資源に限られる中で、なくてはならない町唯一の病院として医療の中核を担い、町民の皆様が安心して暮らせるよう安定的な地域医療の提供に努めてまいります。

また、第2期健康と福祉の里構想に基づく病院再整備に着手し、末永く地域医療を守る砦として、持続可能な運営を目指す白鷹町立病院経営強化プランの実施とともにソフト・ハード両面から医療関係の充実に取り組みます。

次に、良好な住環境の確保であります。

住宅施策では、定住促進・転出抑制対策として、子育て・若者世帯の住環境の整備やその取得等に対する支援を継続して行ってまいります。

空き家対策につきましては、地域の方々のご協力をいただきながら、現地調査による空き家の実態把握に努めるとともに、所有者への適正管理の働きかけや、危険空き家の解体に対する助成の拡充を行うなど、総合的に取り組んでまいります。

新たな人の流れの形成であります。本町への新しい人の流れをつくるため、総合的な相談窓口を設置し、充実した移住支援策や、保育料完全無償化をはじめとする手厚い子育て支援策の積極的なPRを行うことでU I J ターンによる移住者確保に継続して取り組んでまいります。

また、関係人口の拡大に向けた広域連携による取組を進めるとともに、地域経済の担い手として定着しつつある外国人材の受入体制の整備など暮らしやすい環境整備に引き続き取り組んでまいります。

加えて、首都圏白鷹会等への継続した支援のほか、紅花友好都市協定を締結した埼玉県桶川市をはじめ、災害相互応援協定を締結しているなどの縁のある自治体との交流を推進してまいります。

最後でございますが、行財政改革の推進であります。

第6次白鷹町総合計画後期基本計画に掲げる施策を実現するため、地域活力の再生・創造や民間活力の活用を推進するほか、庁内においても、デジタル活用による業務効率化やB P R（業務改革）の取組に重点を置き、それを担う職員自らが主体的に推進していくことのできる組織づくり、人づくりを進めてまいります。

以上、令和7年度の施政方針を申し上げましたが、本町のさらなる発展と住民福祉の向上に向け、全力を傾注してまいり所存でありますので、町民の皆様並びに議員各位には、より一層のご指導、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 施政方針の説明が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開を午前10時45分といたします。

休 憩 （午前10時27分）

再 開 （午前１０時４５分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

続いて、所管ごとに各会計予算の説明を求めます。

初めに、一般会計予算及び十王財産区特別会計予算について、総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） 〔令和７年度白鷹町一般会計予算書を朗読して説明した〕

〔令和７年度白鷹町十王財産区特別会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（菅原隆男） 次に、国民健康保険特別会計予算及び後期高齢者医療特別会計予算について、副町長、田宮 修君。

○副町長町民課長事務取扱（田宮 修） 〔令和７年度白鷹町国民健康保険特別会計予算書を朗読して説明した〕

〔令和７年度白鷹町後期高齢者医療特別会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（菅原隆男） 次に、介護保険特別会計予算について、健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） 〔令和７年度白鷹町介護保険特別会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（菅原隆男） 次に、水道事業会計予算及び下水道事業会計予算について、上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） 〔令和７年度白鷹町水道事業会計予算書を朗読して説明した〕

〔令和７年度白鷹町下水道事業会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（菅原隆男） 次に、町立病院事業会計予算について、病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） 〔令和７年度白鷹町立病院事業会計予算書を朗読して説明した〕

○議長（菅原隆男） 以上で各会計予算の説明が終わりました。

令和７年度施政方針並びに各会計予算８件を一括して総括質疑を行います。

なお、第１次質疑は登壇して行ってください。８番、笹原俊一君。

〔８番 笹原俊一 登壇〕

○８番（笹原俊一） 令和７年度の施政方針を受けて総括質疑を行います。

まず、施政方針の７ページ、本町の農産物を活用した新たな価値やビジネスの創出による農業所得向上に向け、６次産業化拠点施設の整備を進めるとありました。この施設が整備され町の農作物を使って加工し販売まで行えるようになれば、地域の活性化や新たな地域ブランド、雇用の創出につながるものと期待をいたします。

さらには観光との連携も見込まれます。６次産業化拠点施設が体験型プログラムや直売所を備えれば、訪れる人々に町の魅力を直接伝える場となり、交流人口の増加や地域

知名度の向上が期待できるのではないのでしょうか。

反面、期待の一方で様々な課題もあろうかと思えます。

1つは人材の確保です。6次産業化を推進するためには、加工技術やマーケティング、施設運営に精通した専門知識を持った人材の確保が必要と考えます。6次産業化に挑戦する生産者に寄り添いアドバイスできるコーディネーター的な人材の人選など、今後の見通しを伺います。

次に、地域住民の理解と協力が不可欠です。特に地域の特産品を活用した商品開発や販売には、地域全体の協力が求められると思います。また、この施設を活用して6次産業化に取り組む生産者を継続的に確保することが成功の鍵となると考えます。地域の理解と併せ広く利用されるためのPRをどのように行っていくのかを伺います。

次に、施政方針の8ページ、町単独による有害処理施設整備に向けた検討を継続するとありました。これまでの検討状況の経緯を伺います。

また、建設する地域の住民の皆様との合意は不可欠であると思えます。どのような方策で理解と協力を得ていくのかを伺います。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） 笹原議員の総括質疑にお答えいたします。

まず、1点目が6次産業化の推進拠点施設の整備でございますけれども、基本的に私どもとして考えておりますのは、規格外品などを中心に付加価値を高めることができればと思っておりますし、規格外だけでなく普通の産品も出荷状況等によっては、季節的に非常に多く取れるという場合、やはり加工をすべきではないのかということ。

今現在でございますが、トマトジュースなど、トマト関係で非常に付加価値をつけてやっていらっしゃる方もおられると。もう一つは、技術革新が非常に進んでおり、冷凍技術はほとんど1年たっても傷まないというようなことであります。その辺を含めた場合に、付加価値を高めながら、常に我々としてはそういうものができる形にやっていければと考えているところであります。レトルト真空パックというものであろうと思えます。

それから、先ほど、議員のご質問にございました専門的な知識をお持ちの方がいらっしゃるかどうかということ、これは非常に難しい部分がございます。技術的には今まで経験された方がスタッフの中に入って相談をさせていただいております。その方は長年の経験で加工というものの機器類とか、そういうものについては十分精通なされている方であります。

ただ、やはり販売となりますと、これは時代の流れもありますし、そこまで経験をなされている方がいらっしゃるかということになれば、私はその部分に精通した人はあまりいないような感じはしておりますが、その中におきましても、実際に本町で加工をや

っておられる方、そして、販売もやっておられる方がおります。その方のお知恵などもお借りしてやっておりますので、今後においては、そういう方々のいろいろな経験、あるいは窓口などもいろいろお聞きしながら対応していくべきではないかと思っているところでございます。

これは町の施設でございますので、いろいろな研修会とか、こういうものもできるんだというところまで持っていけたらと思っておりますし、場所的にはどおりむ直売所の隣接地でもありますので、この辺は連携しながら付加価値を高めることができればと私どもとしては考えているところであります。

それから、有害鳥獣処理施設でございますが、私どもとしては、候補地として大変必要性は十分理解しておりましたし、地域の方々、これは猟友会の方々も必要だということは理解していただいております。私どもとしては、山形県で何か所も造るというわけにはいきませんので、交通の要衝にということで考えておったわけですが、当初の予定をしておったところがなかなか地域の方々からは理解を得られなかったと。その後、数か所、我々は絞り込んで今、対応しておりますが、これからについても全部情報を明らかにするということでやっているところでございます。

その考え方としては、福島県の飯舘村でやっております、今、焼却をするとか、あるいは薬品につけるとかということでありませんで、チップの中に埋め込んでその熱源をそこから取ってやっていこうという考え方でおります。心配されたのは臭いということだったのですが、現場を我々が確認をいたしましたところ、臭いはしませんでしたし、またこれからやっていく場合に絶対的に必要なのは防臭、臭いというものを機械で取るものも設置しながら、万全を期していきたいと思っているところでございます。やるとしたら、例えば堆肥舎の近くとか、あるいはそのほかに候補地というものを絞りながらやっていく必要があるのかと思っておりますが、溶解に使ったチップは畑とか有機肥料として使えるように転換していけたらという思いで、取組をさせていただいている状況であります。決定にはいましばらく時間をいただきたいと思っているところです。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原隆男） 8番、笹原俊一君。

○8番（笹原俊一） まず、6次産業化施設に関してですけれども、これから人材の確保ということでございます。先ほども申し上げましたけれども、PRが大事だと思いますが、女性や若者の視点も本当に大事であると思います。女性、若者の口コミで広がる効果も大変にあるものと考えますけれども、多様な意見を取り入れて事業を軌道に乗せるためにどのような取組を行っていくのか、考えていращやることがあれば教えてください。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） やはり女性の視点、若者の視点だけではないと私は思います。やは

り消費者の視点というのが一番だと。今、いろいろなところでSNSがあまりにも繁盛し過ぎて、毎日、違反だ何だということが出てくるぐらいに今、無条件に流れているということでありますので、それはちょっと心配でございますが、一番大切なことは、消費者に喜ばれるものをしていくと。

先ほど、私、申し上げましたとおり、専門的な知識を持って機械といいますか、加工技術をお持ちの方が1名入っていらっしゃると思いますので、その辺は心配はないと。それから、実際に女性という視点からいきますと、今現在、その組織体に加工をやられている方も入っていらっしゃる。そういうことでありますので、心配はしていないということではありませんが、ただ、実際に加工技術を高めて加工した場合に、課題として言えるのは、消費者に果たしてご理解いただいて、おいしい、もう一回食べてみたいというリピーターが出るかどうか、この辺が大きな課題ではないのかと思っております。

そのためには私どものモニターはたくさんいらっしゃいます。これは山形市のふるさと会もそうですし、仙台白鷹会もそうですし、首都圏白鷹会もそうですし、そのほかに、例えば今、防災協定を結んでいる自治体の皆さんにもいろいろなことを協力をお願いするとか、いろいろな機会をいただきながら私としてはやっていけるものと認識しております。

○議長（菅原隆男） 8番、笹原俊一君。

○8番（笹原俊一） 地元もかなり期待をしておりますので、どうかよろしく願いしたいと思います。

最後の質問でございます。質問というか、意見でございます。有害処理施設でございますけれども、周辺の自治体からの期待もかなりあるものと伺っております。今後も情報提供などをいただきながら整備が進められますようにご期待申し上げて私の質問を終わりたいと思いますけれども、何かご所見があればお願いします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） 大変ありがたいお言葉をいただいたと感謝しております。

実はよく事故で、ロードキルということで犬、猫を含めた有害鳥獣と言われる動物も道路で亡くなっているケースが非常に多くなってきております。今、白鷹町はイノシシの豚熱がちょっと心配だということになっておりますけれども、今、議員からご意見ございましたように、山形県全体の中でも期待は非常に大きいということであります。私どもとしては、町内の有害鳥獣をできるだけ減らすと。そして、できるだけ早く我々として処分していきたいという思いの中で町として取り組むような姿勢を持っていただいておりますが、やはり蔵王の周辺であれば猿とかイノシシ、具体的に申し上げますと、小国町は猿が非常に多い、もう畑を作れないという状況になっておりますので、処理するのはなかなか大変だということでありますので、これは町として無料ということにはいかないと思いますけれども、皆さんからご理解をいただきながら少しでも有害鳥獣が

減ると、一つの減らす手段であるという中での取組をさせていただきたいと思っておりますし、迷惑施設では絶対ないような取組をさせていただきたいと思っておりますので、改めて議員の皆様方のいろいろな地域の取組を含めた中で、対外的な情報ということなども我々に教えていただければ大変ありがたいと思っておりますので、そんな状況で取組をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（菅原隆男） ほかに総括質疑はございませんか。7番、金田 悟君。

〔7番 金田 悟 登壇〕

○7番（金田 悟） それでは、私から質疑させていただきますが、令和7年度につきましては、町長が5期目の当選を果たし公約に掲げたことを実現していくため、初めての年度ということでもあります。そして、第6次白鷹町総合計画後期基本計画のスタートの年でもあります。このような背景の下、町長の施政方針を受け総括質疑をさせていただきます。3点ほどお願いいたします。

第1に、予算編成の基本的考え方として施政方針、予算の概要2ページ、5行目がありますが、人への投資をはじめとした持続可能な人口減少対策ということで実施していくとあります。人口減少対策と言われるものは、将来の白鷹町をつくり上げていく極めて大事なことでありまして、子育て支援を含む様々な角度から考えていかなければならないと認識しております。さらに、施政方針の5ページの施策の柱、人づくりの②教育の充実であります。未来を支える人材の育成、特に町立小中学校の子どもたちへの投資は重要と考えます。学校教育現場が抱えている課題、これをどのように捉えているのか、そして、どのように解決していき、一人一人に向き合い子どもたちを育てていくのか、町長のお考えをお聞かせ願います。

第2でありますけれども、施政方針、予算の概要2ページの9行目、防災・減災の強化です。近年の異常気象は尋常でなく、近年では猛暑、集中豪雨、河川の氾濫、土砂崩れ、桁違いの積雪などが挙げられます。これら災害は命の危険に直結し、いつ自分の地域に災害が起こるか予想できません。町民の安全安心を確保していくための防災対策は極めて重要であると認識していますが、どのように取り組まれていくお考えなのかお伺いいたします。

また、施政方針の9ページ、施策の柱、地域力の①安心して暮らせるまちづくりとありますが、そこでの消防団活動についてであります。災害及び火災等が発生した場合は迅速に出動して被害を最小限に食い止めている白鷹町消防団には、本当に感謝申し上げます。これからも町民の安全安心を確保していくためには、安定的に団員を確保していく対策が必要となりますが、どのような取組をされていくのか、お伺いいたします。

最後、3点目ですが、昨年12月定例会の一般質問でも若干触れましたが、職員の教育に関してです。2ページの人材の育成に向けた各種研修や取組を行っていくと書かれています。さらに関連施策として13ページの行政改革の推進、職員自らが主体的に推進し

ていく組織づくり、人づくりとあります。令和7年度の予算、一般会計で約100億円、特別会計などを含めると約170億円の予算規模となっております。このことを実践していくためには町長の指示の下、実務を行う白鷹町の職員と議論を重ねながら同じ方向を向いた行政執行力が必要になると思います。また職員の力量が問われると思います。そこで、どのような職員教育を実施し、事業を遂行していく考えなのか、お伺いいたします。

以上3点、よろしくお願いします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） それでは、金田議員の総括質疑にお答えさせていただきたいと思います。

今、議員からありましたように、人口減少で本当に地域は果たしてどうなるのか、先が見えないというのが実情でございます。さらには我が町は出生率、とにかく数字はもう最悪の状態まで来ております。ということは、出産適齢期の方々が少ないと言わざるを得ないということでもあります。特に我が町だけの問題じゃなくて、東京の一極集中というのがあまりにも進み過ぎております。東京都の出生率よりも我が町の出生率は低いということですので、この状態でいった場合には、本当に将来、教育の問題も含めまして心配が非常に大きいと言わざるを得ないという状況であります。

そして、財政的にも東京一極集中が進めば進むほどよく東京都で無償にすると。本当に全国に先駆けてやっております。周辺自治体、県レベルでございますが、神奈川県、埼玉県、千葉県、共に東京都がこのようなことを全部やるならば、もう我が県は到底乗り切れないという、状況下になっております。当然、教育の無償化はそうでございますけれども、いろいろなものが充実していくと。これはどういうことかと申しますと、税收があるということです。基本財産としましては、もう本当に考えられない何兆円という数字をお持ちでございます。これがもうどんどんどんまだ進むであろうと心配しているところでございます。

それらを考えたときに、我々、教育と人材育成ということを最大限の目標にしておりますので、人口増はそこから取り組んでいきたいということで学校環境の整備とか、そちらを集中的にやっていきながらご理解をいただき人口増に結びつけていきたい、出生率の回復にもつなげていきたいと思っているところでございます。

実際に学校では、GIGAスクールとかALTの配置を他の自治体よりも多くさせていただいたり一生懸命やっているわけですが、残念ながら、実情はそれに追いついていないというのが現状でございます。今後においても学校関係の充実には取り組んでいきたいと思っているところでございます。まさしく、先ほど施政方針でお話しさせていただいたとおりでございます。少しでもこの教育環境を整えていきたいなと思ってい

るところでございます。

次に、町の防災でございます。今、我々の予測をはるかに超えた集中豪雨を含めた災害が頻発していると。昨年7月、最上地方、庄内地方でははるかに予想を超える豪雨があったということであります。実際にお亡くなりになった方もいらっしゃるという本当に大災害でございました。私どもとしては、そういうことを念頭に置きながらどのような対応をしていけばよろしいのか。例えば水防倉庫を役場の周辺1か所、それから鮎貝はハーモニープラザ周辺に1か所と周知をしながら配備していきたいとか、いろいろ取り組んでおりますけれども、本当に初期活動のときには消防団の方々のお力はお借りしなければならないと思っております。

今まで大変な議論をしまいいりました消防後援会費でございます。この消防後援会費についてもこのたびの施政方針にも述べさせていただいておりますが、私どもとしてはもう消防後援会費は、地域からの応援はいただかないようにしようと。別な観点での応援は当然、いただかなければならないわけでございますけれども、やはりそれに関しては私ども行政が負担して消防団の活動に資するようにしていきたい。支出の方法はこれからいろいろ検討させていただきたいと思っておりますけれども、それぞれの地域の実情において、今まで区で一生懸命頑張っていただいて、昔は常備消防がない時代でございますので、当然、そういう裏づけがあり歴史があって今までやってきたということでもありますけれども、私どもとしては、これからは公共の事業の一つとして取り組んでいくべきであると思っております。

なお、装備等々については、当然、雨水に耐えられるような防寒具を含めておりますし、今、油災害が結構出ておりますのでそれらに対応できるような備品などもそろえていきたいと考えているところであります。この件については、自主防災組織の方々、あるいは防災士のネットワークと連携を取りながら進めるしかないと思っております。当然、行政だけでは駄目だと。団員の確保というものは、今までは消防団が声がけをして一生懸命お誘いをしたわけですが、地域の中でお声がけをしていただきながら安心の地域をつくっていくということも大切なのではないかと考えているところでございます。

最後でありますけれども、職員の教育という言葉は、私はあまり、この前も申し上げたんですが、教育ということでなく職員の資質の向上というものを目指していくべきではないかと思っているところでございます。やはり実際にいろいろな仕事をするのは職員でございますので、その職員の皆さんが自信を持って、いろいろな連携を取りながらやっていけるというものをしていくべきでないかと思っているところでございます。

おかげさまで、本町は今まで中央の本省を経験した職員も育てておりますし、山形県庁を経験した職員も育てております。そういう職員の皆さんがネットワークをつくっていただいておりますので非常に心強さがあります。なぜならば、私も今回総務省に何度かお邪魔しました。これは除雪ということでございます。そのときにお声がけをしてい

ただける。誰々さん、今、どこで何をしておりますかと。やはり非常に心強い。いろいろこういう形をお願いしたいものだと言っているところでございます。

同時に、スキルアップのためにはいろいろな条件があります。ただ一概に研修をしたから向上するものでもない。やはり体験をしていただくということが一番ではないのかと私は思っておりますけれども、そのチャンスを我々がどうつくっていくのかということが課せられたと、我々としてはそう認識をせざるを得ないのではないのかと思っておりますし、今後とも、教育ということだけでなく自ら体験をしながら学ぶ、それらを地域づくりに生かしていくということを通じて職員の資質向上に資してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 7番、金田 悟君。

○7番（金田 悟） 今、町長から答弁いただきました。私からは2点ほど再度確認させていただきたいと思います。

まず、教育関係の問題でございますけれども、問題と申しますか、施政方針そのものでは触れていないわけですが、白鷹町立西中学校並びに東中学校が統合をして10年となりました。その当時、保護者の方々とか地域の方々、関係者は様々な角度から議論を重ねて統合を決断するに至ったと思われまします。そういう状況の中、このことを踏まえて統合の成果並びに課題というものを、子ども、保護者、地域、町の視点でどのように捉えているのか、お伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

本当に早いもので白鷹町立西中学校と白鷹町立東中学校が統合して白鷹町立白鷹中学校になってから10年という一つの大きな区切りだと思っているところでございますが、私としては、統合の際に地域を歩かせていただきまして、これは夜でございます。昼間は目立ちますので歩きませんでしたけれども、タイミング的にあの頃はちょうど小学校4年生が対象でありましたので、4年生の親御さんと夜、お話をさせていただきました。そのときの心配というものは足の問題とか、1つになることについては何ら問題はないというのが大半の保護者の方でした。

これはどういうことかと申しますと、やはり子どもたちがあまりにも生徒数が少なくなると自分たちがやりたい、部活を含めた中でやりたいということがなかなか成就できなくなった、成し遂げることができないということがあって、この統合については悪いことではないし、それは進めていただいても差し支えないですと。

しかしながら、環境は整えられるかと。ということは、自転車で通いなさいとかではいけないでしょうと。その当時、まだ町としてはスクールバスが完全の体制が整っておりませんでした。そういうこともありました。

それから、制服の問題とか、運動着の問題とか、ズックの問題とかがありました。行

政が勝手に決めるんじゃないか、負担は親に求めるんじゃないかということもありまして、それらは議会ともいろいろお話しさせていただき、保護者の方に全額ではないわけですが、ほとんど負担がないような形で統合ということを成し遂げさせていただきました。

それにはスクールバスの問題やら制服の問題やら、いろいろあったことは事実でございます。それらを克服しながら一生懸命、特に運動部については目覚ましい活躍をされたと認識しております。それから、文化関係においても大変すばらしい成績を収められたものですから、私どもとしてはその機会をいただくたびに中央公民館のところに掲示をさせていただき、本当に私どもとしては褒めたたえていきたいということで取組をさせていただいてきたということでもあります。

そんなことをやってきたわけですが、実はスクールバスも新年度、新たに購入するという予定をさせていただいておりますが、スクールバスは意外と損耗が激しい。これはどういうことかといいますと、やはり消雪のための塩をまくわけですが、本当に厚い鉄板が中からさびてくるという状況でございます。それらを見定めた上で、我々としては今、交換をさせていただいておりますが、やはり10年前後での交換はやむを得ないのかなと思っているところでございます。

そのほかに中学校ということでもありますので、さらに深化が進むように体育館は全部改修をさせていただきました。グラウンドも水はけを何とかよくしていきたいということで今、取組をさせていただいているところでございます。武道館にもエアコンを準備させていただいたということで環境を整えていきたいと。やはり統合した以上は、子どもたちがそこでプライドを持って勉強できるような環境づくりをこれからも頑張っていきたいと思っているところでございます。

○議長（菅原隆男） 7番、金田 悟君。

○7番（金田 悟） 分かりました。

続いて、防災関係について1点だけお聞かせ願いたいと思います。毎年、各地区から要望等によって防火水槽の有蓋化並びに消火栓の新設とか修繕というものが行われていると思われま。防火水槽は、毎年、2基程度の有蓋化するための事業を実施されておりますけれども、町内にあるそれらの施設、毎年同じようなペースで改善していくには、もう気の遠くなるような時間を要するとお聞きしております。今後、将来にわたる消防施設整備についてどのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

○町長（佐藤誠七） お答え申し上げます。

今、議員からお話しあるとおり、有蓋の貯水槽に切り替えているわけですが、無蓋貯水槽がまだまだ103基あるそうでございます。それを全部交換するということは、今は1,000万円ぐらいかかるわけですから到底それは難しいだろうと、100基ですからち

よっと難しいなと思っておりますが、ただ災害等々、要するに火災等々について、あの山火事を見れば、テレビで毎日報道しておりますけれども、我が町はならないということにはならないわけですし、いつでもその可能性はどこでもあると思って取り組むべきであると。やはり水槽があることによってそこからタンク車に取り込んで山にも行けるということになるわけですし、この水槽を全部改修するということは到底無理だろうと私は思っております。

なぜならば、今、改めて水道をベースとした消火栓の機能にやっていく必要があるだろうと。今、全部調査もやっておりますけれども、無蓋貯水槽と消火栓というものの距離的な問題とか、あるいは本管をもうちょっと太くしないと消火栓がつけられないとかいろいろあるわけですし、その辺を検討の上、できるだけ私どもとして初期消火は、どちらかというとなんでもできるということは消火栓なのです。ポンプ車であれば、必ずエンジンをかけて吸って放水するというのが必要なわけです。消火栓はハンドルを回すだけです。ただそれが密度濃く造れるかどうかということだろうと思っております。

今、いろいろ要望はいただいておりますけれども、無蓋貯水槽を有蓋にしていくだけではなくて、消火栓ということも念頭に置きながら改修を図っていききたいと。そして、皆さんの安心安全ということに取り組んでいくべきであると認識しながら、日々、そういうことでの安全ということを考えながら検討させていただいているという状況でございます。

でも、有蓋貯水槽をやらないということではありませんで、有蓋貯水槽は今のペースではやっていきます。やっていきますけれども、今のやつを10倍に増やすとか何かということは到底考えられないということでもありますので、そういうペースでしながらも消火栓に移動の方向に移していきたいと考えているところでございます。

○議長（菅原隆男） これで総括質疑を終結いたします。

ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を午後1時15分といたします。

休 憩 （午前11時53分）

再 開 （午後 1時15分）

○議長（菅原隆男） 休憩前に復し、再開いたします。

ここでお諮りいたします。一括議題とされた令和7年度各会計予算8件の審査については、予算特別委員会に付託し審査することにしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和7年度各会計予算8件は、予算特別委員会に付託し審査することに決しました。

予算特別委員会は、3月11日及び12日に本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報

告されるよう申し添えます。

次に移ります。

○議第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第16、議第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、地方自治法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第13号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の設定について。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例。

条例の制定要旨をご覧ください。

本条例につきましては、地方自治法の一部改正に伴いまして所要の整備を行うものでございます。

条例、条項、見出し、新改の別、改正の要旨として整理させていただいております。

第1条、白鷹町監査の執行に関する条例の一部改正から第3条、白鷹町病院事業の設置等に関する条例の一部改正までのそれぞれの条項につきまして、このたびの地方自治法の一部改正に伴い、引用されている条項の整理を行うものでございます。

附則、この条例は地方自治法の一部を改正する法律において定める日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第13号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第17、議第14号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第14号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、国の給与制度に準拠した職員の給与改定等、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明させますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第14号 白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の設定について。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、国の給与制度等に準拠、職員の給料表、扶養手当及び管理職員特別勤務手当等について改定するほか、刑法の一部改正に伴い、文言を整理するなど、関係条例について所要の整備を図るものでございます。

主な改正点につきましてご説明申し上げます。

第1条、白鷹町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正。

第12条第2項、扶養手当に関する規定でございますけれども、配偶者に係る扶養手当を廃止するものでございます。

第12条第3項、子に係る扶養手当の月額を1人につき現行1万円を1万3,000円に増

額するとともに、引用条項を整理するものでございます。

2 ページをご覧ください。

第15条第2項から第15条第5項までにつきましては、通勤手当の改正であります。要旨をご覧いただきたいと思います。

通勤手当の支給限度額でございますけれども、改正前、現行は、①普通交通機関等を利用の通勤手当は上限5万5,000円、②新幹線等利用の通勤手当につきましては、①に加え特別料金の2分の1相当額として上限2万円としておりましたけれども、これを改正前の①及び②に係る通勤手当について支給限度額を1か月当たり15万円とするとともに、特別料金等相当額について当該支給限度額の範囲内で全額支給可能とするものでございます。

また、採用時から新幹線等に係る通勤手当の支給を可能とするものでございます。

第15条の2第3項、単身赴任手当、採用時から単身赴任手当の支給を可能とするとともに、任用の事情等を考慮し、支給する要件を廃止するものでございます。

第23条第2項、勤務1時間当たりの給与額の算出、時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の勤務1時間当たりの算出基礎額に寒冷地手当を算入するものでございます。

第24条の2第2項、管理職員特別勤務手当でございます。平日深夜に係る管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯について、現行の午前0時から午前5時までを、午後10時から午前5時までに拡大するものであります。

第24条の2第3項、一定時間を超える勤務に対する5割増しの支給について、週休日等のほか、平日深夜も対象とするものでございます。

第28条の2、定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外、定年前再任用短時間勤務職員に対し、住居手当及び寒冷地手当を新たに支給するものでございます。

別表第1、第6条関係につきましては行政職給料表でございまして、3級から6級までの給料月額を最低水準を引き上げるものでございます。

第2条、白鷹町技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正から5ページの第4条、白鷹町病院事業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正までにつきましては、第1条における一般職の職員の給与条例の改正に準じまして対応するものでございます。

6 ページをお開き願います。

第5条、白鷹町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正。

第7条第1項、給与条例の適用除外規定でございますけれども、特定任期付職員に対し勤勉手当を新たに支給するとともに、引用条項を整理するものでございます。

第7条第2項、特定任期付職員の令和7年度以降の期末手当の支給割合を改め、勤勉手当の支給割合を定めるものでございます。改正前につきましては、期末手当として

100分の345.0でございましたが、これを期末手当、勤勉手当、それぞれで合計100分の365.0とするものでございます。

附則第1項、施行期日、この条例は令和7年4月1日から施行するもの。ただし、刑法の一部改正に伴う改正規定は、令和7年6月1日から施行するもの。この刑法の一部改正に伴う改正につきましては、文言の整理でございます。具体的には刑罰として懲役「禁錮」とされていた刑罰を「拘禁刑」と一本化するものでございまして、この要旨上は文言の整理ということで表示させていただいております。

附則第2項及び第3項につきましては、給料表の改正に伴う切替え及び調整に関する規定でございます。

附則第4項、令和8年3月31日までの間における扶養手当でございまして、この間における配偶者及び子に対する扶養手当の支給については、段階的な形で整理をしていくものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第14号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第18、議第15号 白鷹町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第15号 白鷹町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、刑法の一部改正に伴い、所要の整備を行うため提案するものがあります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第15号 白鷹町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、刑法の一部改正に伴いまして、所要の整備を行うものでございます。

改正の主なものについてご説明申し上げます。

附則第6項の経過措置でございますけれども、こちらは刑法の一部改正に伴う文言の整理でございます。

この条例の附則第1項、施行期日、この条例は令和7年6月1日から施行するもの。

附則第2項及び第3項につきましては、今回の改正措置に伴う経過措置を規定したものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第15号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第16号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第19、議第16号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第16号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、人事院規則に準拠し、子の看護休暇の取得要件を緩和するなど、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第16号 白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本件につきましては、人事院規則に準拠いたしまして、子の看護休暇の取得要件を緩和するなど、所要の整備を行うものでございます。

改正の主なものについてご説明申し上げます。

第8条の3第2項、育児または介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限。職員が請求した場合に、深夜勤務及び時間外勤務の免除の対象となる子の範囲を、3歳未満の子から小学校就学前までの子に拡大するものでございます。

第19条の2第1項、配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等、任命権者は職員がその家族の介護の必要性が生じたことについて申し出た場合に、家族両立支援制度等を周知するとともに、当該制度の請求等に係る意向を確認するための面談等を実施しなければならないこととするものでございます。

第19条の2第2項、任命権者は、職員が40歳に達した日の属する年度において、前項に規定する事項を周知しなければならないこととするものでございます。

第19条の3、勤務環境の整備に関する措置。任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるよう、職員に対し当該制度に係る研修を行うとともに、相談体制の整備など、勤務環境整備に関する措置を講じなければならないこととするものでございます。

別表第2、特別休暇の承認基準。子の看護休暇の対象となる子の範囲を、小学校就学前までの子から小学校3年生までの子に拡大するとともに、休暇の取得事由につきまして、子の入園、入学式や卒園、卒業式への参加や学校の休業、具体的には学級閉鎖等などにも利用できるよう拡充するものでございます。

附則第1項、施行期日。この条例は令和7年4月1日から施行するもの。

ただし附則第2項の規定は公布の日から施行するもの。

附則第2項、経過措置。3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に係る深夜勤務及び時間外勤務の制限について、施行日後の日を開始日とする請求は施行日前においても行うことができる経過措置を設けるものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第16号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第17号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第20、議第17号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第17号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第17号 白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。

白鷹町職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第19条第3項中、第61条第32項において、読み替えて準用する同条第29項を第61条の2第20項に改める。

附則、この条例は令和7年4月1日から施行する。

本条例につきましては、介護をするための部分休業の承認時間に係る規定中の引用条項の整理を行うものでございます。

説明は以上であります。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第17号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第18号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（菅原隆男） 日程第21、議第18号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第18号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、消防団員の確保を目的とし、団員の任用資格を緩和するなど、所要の整備を行うため提案するものであります。

内容につきましては、総務課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

議第18号 白鷹町消防団条例の一部を改正する条例の制定について。

白鷹町消防団条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

白鷹町消防団条例の一部を改正する条例。

一部改正要旨をご覧ください。

本条例につきましては、消防団員の確保を図るため、団員の任用資格を緩和するとともに、刑法の一部改正に伴う所要の整備を行うものでございます。

改正の主なものを申し上げます。

第3条、任用であります。現在、任用資格要件といたしましては、町内に居住または勤務する者となってございますけれども、この要件に任命権者が特に必要と認める場合を加えるものでございます。

附則第1項、施行期日。この条例は令和7年4月1日から施行する。

ただし、第5条の改正規定は令和7年6月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） 質疑なしと認めます。

討論を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） なければ、採決いたします。

議第18号について、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議第19号～議第24号の上程、説明、総括質疑、付託

○議長（菅原隆男） 日程第22、議第19号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）についてから日程第27、議第24号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）についてまで、以上、令和6年度各会計補正予算6件は、会議規則第36条の規定により一括議題といたします。

初めに、議第19号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第19号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、人口減少や物価高の影響を受ける病院事業への緊急支援をはじめ、国の補正予算に対応し保育園等の処遇改善や担い手確保経営強化支援事業を計上するほか、物価高への追加対応を行うなど、所要の措置を講ずるものであります。

また、次年度に向け財政調整基金、減債基金への元金積立てを行うものであります。

対応する財源といたしましては、地方交付税、国県支出金、寄附金、地方債及び繰入金等で対処するものであります。

このほか、国補正対応等に係る繰越明許費の設定や債務負担行為の補正、地方債の補正を行うものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1億4,938万8,000円を追加し、歳入歳出それぞれ106億3,890万円とするものであります。

詳細につきましては、総務課長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますよ

うお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 総務課長、長岡 聡君。

○総務課長（長岡 聡） ご説明申し上げます。

令和6年度白鷹町一般会計補正予算書（第10号）の1ページをお開き願います。

議第19号 令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）。

令和6年度白鷹町一般会計補正予算（第10号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,938万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億3,890万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

債務負担行為の補正。

第3条、債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

地方債の補正。

第4条、地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。

款、補正額、計のみ申し上げます。

歳入であります。

10款地方交付税、6,000万円、41億2,420万1,000円。

14款国庫支出金、1,230万2,000円、12億5,293万7,000円。

15款県支出金、772万5,000円、7億7,409万8,000円。

16款財産収入、239万5,000円、2,609万5,000円。

17款寄附金、5,120万円、1億5,230万1,000円。

18款繰入金、2億1,012万9,000円、6億316万円。

19款繰越金、3,685万3,000円、6億4,682万2,000円。

20款諸収入、28万4,000円、2億5,424万4,000円。

21款町債、2億3,150万円の減額、10億1,780万円。

歳入合計、1億4,938万8,000円、106億3,890万円。

3ページをお開き願います。

歳出でございます。

2款総務費、5,479万8,000円、14億8,268万9,000円。

3 款民生費、5,335万7,000円、28億762万4,000円。

4 款衛生費、1 億7,786万8,000円、10億5,050万5,000円。

5 款労働費、4,000円、2,873万6,000円。

6 款農林水産業費、673万7,000円、6 億3,617万9,000円。

7 款商工費、243万4,000円の減額、5 億8,073万3,000円。

8 款土木費、9,353万3,000円の減額、9 億9,735万9,000円。

9 款消防費、2,960万9,000円の減額、4 億5,735万3,000円。

10款教育費、1,538万円の減額、10億5,460万3,000円。

4 ページでございます。

11款災害復旧費、242万円の減額、4,456万9,000円。

歳出合計、1 億4,938万8,000円、106億3,890万円。

5 ページをお開き願います。

第2表、繰越明許費、款項、事業名、金額の順に申し上げます。

3 款民生費 1 項社会福祉費、低所得者支援及び不足額給付事業、1,602万円。

6 款農林水産業費 1 項農業費、担い手確保経営強化支援事業、731万8,000円。

2 項林業費、林道沼平線道路改良事業、1,793万4,000円。

7 款商工費 1 項商工費、緊急経済対策地域応援券事業物価高騰対応分、6,342万円、
省エネ設備導入支援事業物価高騰対応分、620万円。

8 款土木費 2 項道路橋梁費、荒砥細野線道路改良事業、3,943万2,000円。

計 1 億5,032万4,000円。

続きまして、6 ページ、第3表、債務負担行為補正、変更でございます。事項、補正後の期間及び限度額を申し上げます。

住民基本台帳ネットワークシステム更新事業、令和6年度から令和11年度、2,108万円を追加し2,648万円。フラワー長井線対策事業、期間は補正前に同じです。1,262万4,000円を追加し2 億5,824万円。地区コミュニティセンター管理運営業務、期間は補正前に同じです。500万円を追加し3 億8,500万円。

続きまして、7 ページ、第4表、地方債補正、変更でございます。

初めに、起債の目的、補正後の限度額を申し上げます。

公共事業等、130万円を減額し100万円。災害復旧事業、230万円を減額し1,520万円。地方道路等整備事業、40万円を減額し1,230万円。緊急防災・減災事業、3,780万円を減額し6,110万円。緊急自然災害防止対策事業、3,200万円を減額し1 億3,670万円。緊急しゅんせつ推進事業、460万円を減額し670万円。過疎対策事業、1 億5,310万円を減額し7 億6,320万円。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じです。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第20号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。

○議長（菅原隆男） 町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第20号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、保険給付実績見込みに基づく交付金等の調整に対応するとともに、円滑な事業運営を継続するため、国民健康保険事業運営基金への元金積立てに対応するなど、所要の措置を講ずるものであります。

調整財源といたしましては、国県支出金及び繰越金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ1,450万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ14億1,414万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、副町長に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 副町長、田宮 修君。

○副町長町民課長事務取扱（田宮 修） ご説明申し上げます。

補正予算書1ページをご覧ください。

議第20号 令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度白鷹町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,450万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,414万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

次ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、款、補正額、計のみ申し上げます。

3款国庫支出金、2,000円の減額、334万9,000円。

4款県支出金、471万3,000円の減額、10億1,672万1,000円。

5款財産収入、6万3,000円、6万4,000円。

6款繰入金、269万5,000円の減額、1億2,599万3,000円。

7款繰越金、2,184万8,000円、4,422万円。

歳入合計、1,450万1,000円、14億1,414万8,000円。

次ページをご覧ください。

歳出。

1款総務費、29万5,000円の減額、1,788万7,000円。

5 款保健事業費、5 万9,000円、2,615万8,000円。

6 款基金積立金、1,700万円、3,700万円。

7 款諸支出金、226万3,000円の減額、3,427万3,000円。

歳出合計、1,450万1,000円、14億1,414万8,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第21号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第21号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、保険者機能強化推進交付金等の交付決定に基づく財源調整のほか、介護給付費準備基金の運用利子額の見込みに基づく対応など、所要の措置を講ずるものであります。

対応する財源といたしましては、国庫補助金及び財産収入で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ17億3,728万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、健康福祉課長より説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 健康福祉課長、永沢照美さん。

○健康福祉課長（永沢照美） ご説明申し上げます。

補正予算書（第4号）、1 ページをお開き願います。

議第21号 令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）。

令和6年度白鷹町介護保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17億3,728万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

2 ページをご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正。款、補正額、計を申し上げます。

歳入でございます。

3 款国庫支出金、384万3,000円、3 億9,007万2,000円。

6 款財産収入、25万円、30万1,000円。

7 款繰入金、408万4,000円の減額、2 億6,569万3,000円。

歳入合計、9,000円、17億3,728万9,000円。

3 ページをお開き願います。

歳出でございます。

3 款地域支援事業費、24万1,000円の減額、9,408万8,000円。

4 款基金積立金、25万円、5,151万2,000円。

歳出合計、9,000円、17億3,728万9,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第22号 令和6年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第22号 令和6年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、保険料等負担金の実績見込みに基づき、広域連合納付金の調整を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

財源調整といたしましては、繰入金等で対処するものであります。

以上の結果、歳入歳出それぞれ463万円を減額し、歳入歳出それぞれ20億97万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、副町長に説明いたさせますので、よろしくご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 副町長、田宮 修君。

○副町長町民課長事務取扱（田宮 修） ご説明申し上げます。

補正予算書1 ページをご覧ください。

議第22号 令和6年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和6年度白鷹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ463万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億97万8,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

次ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算補正。款、補正額、計のみ申し上げます。

3 款繰入金、463万1,000円の減額、5,254万円。

5 款諸収入、1,000円、15万4,000円。

歳入合計、463万円の減額、2億97万8,000円。

次ページをご覧ください。

歳出。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、463万円の減額、1 億9,818万7,000円。

歳出合計、463万円の減額、2 億97万8,000円。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第23号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第4号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第23号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第4号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、電気料金及び物価高騰に伴う動力費や薬品費の調整のほか、公共下水道、合併処理浄化槽整備事業等の財源及び建設改良費の調整に対応するため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額から21万6,000円を減額し、総額を5億9,289万3,000円に、支出の総額に210万円を追加し、総額を5億8,923万円とするものであります。

また、資本的収支につきましては、収入の総額から3,137万2,000円、支出の総額から3,158万8,000円を減額し、収入の総額を1億2,162万1,000円、支出の総額を3億1,340万円とするものであります。

詳細につきましては、上下水道課長に説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 上下水道課長、鈴木克仁君。

○上下水道課長（鈴木克仁） ご説明いたします。

補正予算書（第4号）の1ページをお開きください。

議第23号 令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第4号）。

総則。

第1条、令和6年度白鷹町下水道事業会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

収益的収入及び支出の補正。

第2条、令和6年度白鷹町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款下水道事業収益、21万6,000円の減額、5億9,289万3,000円。

支出。

第1款下水道事業費用、210万円、5億8,923万円。

次のページをご覧ください。

資本的収入及び支出の補正。

第3条、予算第4条本文括弧書きを資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億9,177万9,000円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額727万1,000円、引継金5,449万2,000円及び当年度分損益勘定留保資金1億3,001万6,000円により補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款資本的収入、3,137万2,000円の減額、1億2,162万1,000円。

支出。

第1款資本的支出、3,158万8,000円の減額、3億1,340万円。

3ページをお開きください。

企業債。

第4条、予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり改める。

変更。

初めに起債の目的、限度額を申し上げ、続きまして補正後の起債の方法、利率、償還の方法を申し上げます。

下水道事業、補正前の限度額に1,900万円を追加し6,230万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じでございます。

廃止。

起債の目的、過疎対策事業、限度額4,300万円。

説明は以上でございます。

○議長（菅原隆男） 次に、議第24号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を求めます。町長、佐藤誠七君。

〔町長 佐藤誠七 登壇〕

○町長（佐藤誠七） ただいま上程になりました議第24号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）についての提案理由を申し上げます。

本件につきましては、病院経営安定化に向けた一般会計負担金の追加のほか、事業実績に基づき建設改良費の財源等の調整を図るため、所要の措置を講ずるものであります。

以上の結果、収益的収支につきましては、収入の総額に2,057万4,000円を追加し、総額を12億5,648万円とするものであります。

また、資本的収支につきましては、収入の総額から6,260万円、支出の総額から4,090万円を減額し、収入の総額を7,635万円、支出の総額を1億9,688万8,000円とするものであります。

詳細につきましては、病院事務局長に説明いたさせますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅原隆男） 病院事務局長、片山正弘君。

○病院事務局長（片山正弘） ご説明申し上げます。

白鷹町立病院事業会計補正予算書（第3号）の1ページをご覧ください。

議第24号 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）。

総則。

第1条 令和6年度白鷹町立病院事業会計補正予算（第3号）は次に定めるところによる。

業務の予定量の補正。

第2条 令和6年度白鷹町立病院事業会計予算（以下、予算という）（第2条）に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

業務の項目、補正予定量、計のみ申し上げます。

第1号、年間患者数、入院2,555人の減、1万3,870人、外来6,680人の減、3万3,000人。

第2号、1日当たり患者数、入院7人の減、38人、外来25人の減、135人。

収益的収入及び支出の補正。

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

款、補正予定額、計のみ申し上げます。

収入。

第1款病院事業収益、2,057万4,000万円、12億5,648万円。

支出。

第1款病院事業費用、0円、12億5,648万円。

次のページをお開きください。

資本的収入及び支出の補正、款、補正予定額、計のみ申し上げます。

第4条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億2,053万8,000円は、過年度分損益勘定留保資金1億2,053万8,000円で補填するものとする。

収入。

第1款資本的収入、6,260万円の減、7,635万円。

支出。

第1款資本的支出、4,090万円の減、1億9,688万8,000円。

重要な資産の取得の補正。

第5条、予算第10条を削除する。

以上でございます。

○議長（菅原隆男） 説明が終わりました。

お諮りいたします。令和6年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することにしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、令和6年度各会計補正予算6件は、予算特別委員会に付託し、審査することに決定いたしました。

予算特別委員会は、3月5日、本議場で開会の上、審査を終了し、議会に報告されるよう申し添えます。

○延会の宣告

○議長（菅原隆男） ここでお諮りいたします。本日の会議は、会議規則第24条第2項の規定により、これをもって延会したいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（菅原隆男） ご異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって延会することに決しました。

ご苦労さまでした。

延 会

〈午後2時12分〉